

## 学校給食用物資における不適格品の混入について

学校給食用物資の適切な納入については、かねてから御配慮をお願いしているところですが、昨今、不適格品の混入事例が頻発しています。

不適格品の混入は、学校給食法第8条第1項の規定に基づく学校給食摂取基準に沿った給食の提供及び給食共同調理場運営事業に支障を来す大きな要因であり、豊後大野市学校給食用物資購入取扱要領にて、物資納入の停止、業者登録の取消等処分の対象として定めています。

納入物資の管理並びに検査については、厳重な注意を払うとともに、不適格品の混入が確認された場合は、下記に沿い適切な処理を行ってください。

### 記

①豊後大野市より不適格品混入の連絡があった場合は、数量の多寡、交換物資納入の有無を問わず、速やかに【**不適格品納入に関する報告書**】を提出してください。

②不適格品についての請求は認めません。速やかに納品書等の差替えを行ってください。

③やむなく不適格品の混入が予測される場合は、納入前点検の強化、当該数量を予備として発注数量に加え納入する等の対策を講じてください。（ただし、予備物資について、受入れができないものもありますので、事前に栄養士に確認してください。また、同物資についての支払い及び返品は行いませんので、予めご了承ください。）

### **不適格品とは**

- 食品衛生法第6条、第11条第2項又は第19条第2項の規定に違反すると認められるもの
- 豊後大野市が飲食に際し、衛生上の危害の発生のおそれがあると認めるもの
- 豊後大野市の発注条件と異なるもの